

## 元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当 S62-11-2 <<#322>>

【問】 正誤をつけよ。

AはBに対し金銭債務を負っている。この債務が利息を生ずべきものであるときに、Aの弁済額が元本と利息の合計に不足する場合は、Aが特段の指定をしない限り、まず元本にこれを充当する。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当

債務者が債務について**元本**のほか**利息**及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを**順次**に**費用**、**利息**及び**元本**に充当しなければならない。（民法 489 条 1 項参照）

### <<補足>> 法定利率

法定利率は、年 3 パーセントとする。（民法 404 条 2 項）